コンサポ広場

第１０号　令和６年２月発行
発行元　特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取

消費者教育のさらなる充実を目指して

寄稿者
鳥取県生活環境部くらしの安心局
消費生活センター所長　郡　香緒利　氏

消費生活センターに着任し初めての消費者行政に戸惑う中で、コンシューマーズサポート鳥取の相談員の皆様が、相談者一人一人に寄り添い、丁寧かつ的確に相談対応しておられる姿に深く感銘を受けました。県全体の消費生活相談窓口の維持・充実のため平素よりご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年５月には新型コロナウイルス感染症が５類感染症へと移行しました。ここ数年、感染症防止対策のため WEB 会議システムや Zoom ミーティングを使用したオンラインでの研修・講座が主流となり、また、県が実施する「とっとり消費者大学公開講座」なども参加人数が減少傾向にありましたが、５類移行後は対面での研修・講座も増えつつあり、公開講座への参加人数や啓発講座への申し込みも大幅に増えています。コンサポ鳥取の皆様方には、相談対応業務に加え啓発講座の講師として最新の消費者トラブル事例やその対処法について分かり易く説明していただくなど、消費者教育の推進にもご尽力いただき心より感謝申し上げます。

近年、高齢化の進行や成年年齢の引き下げ、孤独・孤立化の顕在化、デジタル化の進展など、消費者の多様化や社会情勢の変化が進み、それに伴う消費者トラブルの内容も多様化・複雑化しています。悪質商法や特殊詐欺などによる消費者被害も後を絶たない状況です。県では、自立した消費者育成のため「鳥取県消費者教育推進計画」を策定し、ライフステージに応じた消費者教育の推進に取り組んでいるところですが、県民の安全で安心な消費生活の確保に向け、職員一同、頑張ってまいりたいと思いますので、コンサポ鳥取の皆様方におかれましては引き続き、ご指導・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

コンサポ鳥取は、消費生活の応援団　！

「安心・安全な消費生活」のため、私たち消費生活相談員は相談業務や啓発活動などに日々全力で当たっています。

「ものを買う、使う、廃棄する」幅広い消費生活のあれこれ、一緒に学びませんか？出前講座をご希望の方は事務局までお問い合わせください。

「せいきょうまつり」に参加しました

NPO 法人として社会貢献したいという思いのもと、令和５年 10 月 21 日（土）鳥取市「鳥取港海鮮市場かろいち」にて行われた『第 31 回せいきょうまつり』に参加しました。

当日は悪天候で足元が悪い中での開催でしたが、家族連れなど約 4,000 名の方が来場され、どのブースも大賑わいでした。

今回私たちは新たにのぼり旗を作成して「コンサポ鳥取」を PR。「消費者ホットラインの電話番号は？」など、簡単な３択クイズを用意して、答えてくださった方に国民生活センター発行の「くらしの豆知識」とエコスポンジをお配りしました。

クイズに参加された皆さんは私たちの話を熱心に聞いてくださり、消費生活への関心の高さがうかがえました。

社会貢献事業として初めての試みでしたが、このような活動を通じて NPO 法人としての役割を広げていきたいと思います。

お配りした「暮らしの豆知識」とエコスポンジ。喜んでいただけたでしょうか。

エシカルクイズ！皆さんとても真剣に考えてくださいました。

悪天候のなか、来ていただいてありがとうございました。

皆さまの協力で、無事終了！やりきりました。

スマホ教室に参加しました

昨年度に続き、鳥取県消費生活センターが主催するスマートフォン利用のトラブルとその対処法を学ぶ講座に、各相談室の相談員が講師として参加しました。

中部では、琴浦町内５カ所、倉吉市と三朝町でそれぞれ１カ所、計７カ所でスマホ教室を行いました。いずれの会場も参加者は４名～１０名程の少人数でしたが、消費生活センターの相談事例に「うんうん」とうなずいたり、携帯電話会社の方に積極的に質問して、ＱＲコードの読み取り方やスクリーンショットの方法などを学びました。講座の冒頭に警察から特殊詐欺についてお話がありましたが、受講者の殆どがスマホに迷惑メールが届いたことがあると回答しており、皆、真剣に耳を傾けていました。

今年度は警察、消費生活センター、携帯電話会社の三者が内容の住み分けを行ったことで分かりやすい講座を提供できたと思います。また、少人数だったことで一人ひとりに配慮が行き渡り、和気あいあいとした進行ができて良かったと思います。

コンサポ研修会の報告

コンシューマーズサポート鳥取では、年に２回消費生活相談員スキルアップのための勉強会を行っています。

第１回　７月23日

演題「弁護士と一緒に学ぶ霊感商法相談の心得」

講師　高橋真一弁護士

総理大臣経験者襲撃事件がおき、旧世界統一教会の問題がクローズアップされ、信教の自由と反社会的行為を考えた１年だった。

孤独・孤立の受け皿にカルト・マルチがなっている。弁護士に相談するのは、圧倒的に家族からであり、本人はマインドコントロール下にある。

弁護士にコンサルトすべき事案の見抜き方。弁護士は社会常識を考えることのできる法の専門家である。「その社会常識はおかしい」と訴えて、裁判官が認める裏付け資料があるか。訴える側に証明責任がある。また、費用対効果も考えなければならない。

第２回　11月23日

演題「司法書士電話相談の現状」

講師　鹿島康裕司法書士

- 司法書士の仕事には、独占業務（司法書士の専門性業務）と非独占業務がある。
- 鳥取県司法書士会会員数は 88 名。そのうち 68 名が簡裁訴訟代理認定を受けている。
- 会の業務として相談を面談・電話で受ける。その内容は大きく分けて　①不動産相続・売買等の登記、遺言・高齢者の財産管理　②各種裁判手続き　③債務整理　④成年後見制度である。
- 昭和以前からの会員といわゆる過払い金バブル期の会員が多く、若い会員の担い手が少ない。
- 令和６年４月からスタートする相続登記の義務化に関する相談が増えている。

（佐）

智頭町サービス事業者研修会

コンシューマーズサポート鳥取では、様々な機会に講師として消費者トラブル等について話をさせていただいています。

今回、智頭町地域包括支援センターが開催している介護サービス事業者や障がい者支援を行っている方々が対象の研修会で、消費者トラブルの事例や見守りの大切さなどの話をしました。太陽光パネルの電話勧誘について説明した時には、実際に支援者の自宅でかかってきた勧誘電話に対応したという方もおられ、大いに話が盛り上がりました。強引な訪問購入など実際に県内で起きている身近な事例に、ご自身の体験と重ねて質問が出たり互いに共感しあったり、関心を持って話を聞いていただけました。

その後、私も一緒に権利擁護センターの方のお話を伺いました。福祉関係の方々と交流することができ、このような機会をきっかけに今後も協力していけたらと思っています。

玉手箱

ゴールデンウィークに国内外のGTカーが集まるレースを見るため、国際サーキットに出かけた。当日の来場予定者数は７万人。グッズや食べ物などの販売店がたくさん出店されると聞いていたので、お釣りの要らないよう１万円札を千円札に崩し、さらに百円玉もたくさん用意してイベントに臨んだ。これでスムーズに会計を終えられる。しかし、イベント会場では、支払いは電子マネーかカードタッチ決済のみ。至る所に設置されている自動販売機ですら電子マネー対応だったので用意した現金は全く使えなかった。細かく崩した現金は使い道がなく、しばらく重たい財布を持ち続けることになった。今後の急速なデジタル化の進展に付いていけるか不安を感じた一日だった。（山）

【編集後記】

私たちの団体の活動を少しでもお伝えしたいと始めた広報誌「コンサポ広場」も、おかげさまで１０号を迎えることができました。今私たちは、団体設立から１０年を超えて次の１０年はいかに社会に貢献できるかを考えているところです。これからもどうぞよろしくお願いします。

いつも応援ありがとう！
投稿、おまちしています。

コンシューマーズサポート鳥取の
キャラクター「太助」くん

【編集担当】　東部相談室相談員
【問い合わせ先】特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取
☎０８０－２８８２－４４０２